

## 大阪市教育委員会「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルより抜粋」

### ★ 生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合

#### 【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

「発熱等かぜ症状」とは、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

#### 【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

※症状が続ければ、新型コロナ受診相談センターへ要相談

《新型コロナ受診相談センターに相談するめやすをご覧ください》

#### 《症状が無くなったのち2日間の考え方》

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
服薬なしで 解熱	発熱	▽朝 <b>解熱⇒平熱</b>	平熱	平熱	登校園可 平熱	
服薬	なし	なし	なし	なし		
	有症状日	<b>症状快癒日</b>	<b>起算第1日</b>	<b>起算第2日</b>		
服薬中に 解熱	発熱	発熱▽昼 <b>解熱</b>	平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱
服薬	服薬中	服薬中	朝から中止	なし	なし	
	有症状日	有症状日	<b>症状快癒日</b>	<b>起算第1日</b>	<b>起算第2日</b>	

### ★ 生徒の同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合

#### 【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

※幼児児童生徒の同居の家族に、《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》  
に該当する症状が見られる場合も、「生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合」と同様の出席停止期間を設けます。

# 《新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター) に相談するめやす》

◎次のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

※中学校では、体温が38度以上の場合を高熱とします。

○重症化しやすい方\*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

\*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

◎相談は、新型コロナ受診相談センターの他、区保健福祉センターでも相談を受け付けていますので、ご活用ください。

## 【妊婦の方へ】

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ受診相談センター等に相談してください。

## 【お子様をお持ちの方へ】

小児については、小児科医による診察が望ましく、新型コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。